

第5章 重点施策

府中市の現状と課題、国等の施策の方針等を踏まえ、次の取組を重点施策として設定し、重点的に推進します。

1 高齢者の住まい方の支援

府中市では、介護保険サービスの円滑な利用を図りながら、高齢者福祉サービスとして住宅の改修や食事の手配、家事援助など生活を支えるための施策を合わせて展開しています。特に、重い病気や介護の状態を抱えた場合には、包括的・継続的なサービスが提供されるよう在宅生活を継続するためのサービス利用の環境を整えています。

しかしながら、介護状態や病気が重度化し、家族の協力が期待できない状況が重なる場合などには、自宅での生活を継続するための施策だけではなく、福祉施設の利用も必要となりますが、特別養護老人ホームが不足する状況においては、有料老人ホームのほかに、介護サービスを組み合わせた「サービス付き高齢者住宅」など、福祉施設だけではない選択肢の拡大が求められています。

このような高齢者に配慮した住まいは、経済的に負担がかかるため低所得者には利用が難しく、低廉な家賃と在宅支援サービスを組み合わせた高齢者住宅の環境を整えることや、高齢者だけでなく多世代が交流できる住まいのあり方などについても併せて検討する必要があります。

府中市では、引き続き自宅での生活を支えるための必要な施策を展開するとともに、居住に係る施策として、多様な住まいのあり方を研究し、その普及を図ることで選択肢を拡げていきます。

2 医療との連携

在宅生活を支えるためには、病院から退院した高齢者や、難病やがん末期の要介護者などが安心して在宅で必要な介護や医療を受けられる環境の整備が求められています。

在宅療養は、単に診療を行うだけでなく、利用者の心身の状況や生活状況を踏まえた医療・介護サービスを提供することが必要になりますが、医療と介護サービス提供事業者の連携が基本となります。

そのため、高齢者が元気なときから「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医師」、「かかりつけ薬局」などを持ち、健康増進や病気の早期発見などに取り組めるよう、医療との関係づくりを促進し、健康なときから在宅療養について考える機会を得るよう、普及啓発していきます。

また、重い病気や介護が必要となった場合でも、在宅生活を支えるための生活支援サービスの提供基盤を整備するとともに、医療的ケアが必要な方に対して介護サービスが行き届くよう、医療機関と介護サービス事業者間での顔の見える関係づくりや、病院とかかりつけ医の病診連携や一般診療所と訪問診療の診診連携など医療機関相互の連携を図るための環境づくりを検討していきます。

東京都では「在宅療養支援窓口」の設置支援を予定しています。本市でも、在宅療養を支援し、行政や地域の医療機関、地域包括支援センター等を窓口として、かかりつけ医や介護事業者の調整を図り、地域での生活ができるよう努めていきます。

今回の制度改正で、24 時間定期巡回・随時対応型訪問介護・看護及び複合型サービスが創設されます。24 時間定期巡回・随時対応型訪問介護・看護は、医療ニーズの高い高齢者の支援として、短時間で頻回の訪問を医療と介護が連携しながら行われるサービスです。また、複合型サービスは、医療と介護を包括させた訪問介護・訪問看護等のサービスを提供するものです。いずれのサービスも地域密着型サービスとして位置づけられているため、今後、その取組について研究していきます。

3 認知症支援策の充実

認知症は、軽度の状態から適切なマネジメントにより支援できる体制づくりが必要とされます。また、認知症の方は、一般的に環境の変化に弱いという特性があるため、住み慣れた地域で暮らし続けるための配慮が必要になります。

府中市では、認知症高齢者が尊厳を持って、住みなれた地域で穏やかな生活を送れるよう、認知症の早期発見・早期治療のための「もの忘れ相談医」をスタートさせるとともに、多くの市民へ認知症を理解してもらうため、認知症サポーター「ささえ隊」の養成など、地域で高齢者を支える体制づくりに取り組んできました。

一方、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も一層増加することが予測されていますが、東京都では「認知症疾患医療センター」を設置し、地域の中心的役割を担う専門的医療機関として、認知症の鑑別診断、専門医療の提供、地域の介護・医療との連携、相談や情報発信などを行うことが考えられていますので、有効に活用していきます。

認知症になっても、高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、家族を含め認知症に関する知識の普及啓発から、認知症の予防、認知症高齢者の早期発見・早期対応、認知症高齢者及び家族への生活支援、若年性認知症への支援まで、認知症高齢者等を支える一貫した施策を総合的に推進していきます。

4 生活支援サービスの充実

高齢者が、生涯にわたり趣味や学習、スポーツ、または、就労やボランティア活動など、さまざまな地域活動に参加できることは望ましく、府中市では、こうした健康寿命を延伸するための施策として、引き続き、健康づくりや介護予防の事業に取り組んでいきます。

また、加齢や疾病等により身体的に弱くなり始めた場合には、家事援助サービス・見守りサービスなど介護保険サービスだけでなく、行政や民間のサービスなど介護保険外のサービスも整えることで、切れ目のないサービスを提供し、在宅での生活能力が維持できるよう施策を進めていきます。特に、家族の支えを求めることができない、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対しては、地域で支え合う協力関係を促進することも、あわせて研究していきます。

5 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターの役割としては、地域の高齢者に対して、介護予防の取り組みや、在宅生活の全般にわたり適切なサービスが切れ目なく提供されるよう、高齢者を包括的・継続的に支援することが求められています。

府中市では、特に、民生委員や自治会、老人クラブなどさまざまな活動と連携することで、行政では行き届かない日常生活に近いところに目を向け、高齢者見守りネットワークの推進や災害時要援護者の協定など、地域包括支援センターが地域の中で最も身近な相談調整窓口となるよう取り組んできました。

近年、多問題家族など相談内容が多様化、深刻化しており、各センターにおける担当地区ケア会議では、ケアマネジャーなど関係機関の参加のもと、さまざまな地域資源との連携を図ることで、支援困難なケースの対応を進めてきました。

また、今後迎える団塊世代の高齢化など、さらに進む高齢化にさまざまな面から対応していかなければなりません。

府中市の地域包括支援センターは、平成23年度から11か所の相談支援体制を確立しましたが、各生活圏域の高齢者人口の人数や各地域包括支援センターにおいてさまざまな取組を積極的に展開していくうえで、多少の差異が生じています。

こうした中で、地域包括支援センター職員の専門性の向上に向けた研修の充実や、情報交換・共有、市役所の統括機能による継続的な支援等が求められているだけでなく、地域包括支援センターが、地域の中で信頼を得ながら地域の高齢者のワンストップ相談窓口、地域のネットワーク構築、ケアマネジャー支援等の役割を十分に果たすことのできるよう、機能の充実を図ることが課題となっています。

今後、増加する相談等に対応するためには、高齢者を地域で支える仕組みを効果的に機能させるための取組として、地域包括支援センター職員の専門性の向上や、地域ケア体制の中核的な機関としての機能をより一層強化し、また、地域の見守りネットワークの推進や医療機関との連携など、地域ケア体制の充実に取り組んでいきます。